

## こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん う てつづ 高等学校等 就学支援金を受けるための手続き

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん い か しゅうがくしえんきん つぎ ようけん あ  
高等学校等 就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）は、次の要件に当ては  
まる生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担するものです。貸与型の奨学金とは違っ  
て、返済の必要がありません。新1年生は、4月と7月の2回、手続きが必要です。（7  
月の手続きは毎年必要です。）

### しきゅうたいしょう ようけん 支給対象となる要件

- ほごしゃ しちょうそんみんぜいしよとくわりがく えんみまん  
保護者の「市町村民税所得割額」が304,200円未満であること  
ねんしゅう まんえんていど ふよう じょうけん か  
年収で910万円程度ですが、扶養などの条件によって変わります。  
がつ ぜんねんどぶん がく がつ こんねんどぶん がく ほんだん  
4月は前年度分の額、7月は今年度分の額で判断します。  
ふぼ しょとく ばあい こうけい がく  
父母ともに所得がある場合は合計の額になります。
- こうこう ざいがく きかん つうさん つぎ こ  
高校に在学した期間が通算で36月を超えていないこと  
ていじせい つうしんせいかてい ばあい つぎ こくりつ こうりつ しりつ と  
定時制・通信制過程の場合は48月です。国立・公立・私立を問いません。
- しんせいしよ かぜいしょうめいしよとう きげんない がっこう ていしゅつ  
申請書と課税証明書等を期限内に学校に提出すること

しんせいしよ きげんない ていしゅつ ばあい しきゅうたいしょう ばあい  
申請書を期限内に提出しなかった場合や、支給対象とならなかった場合には、  
じゅぎょうりょう しはら ひつよう じゅぎょうりょう ねんがく えん きわ おさ  
授業料を支払う必要があります。授業料は、年額118,800円で4期に分けて納めて  
いただきます。就学支援金の受給には審査があります。4月の申請に対する審査結果は、  
がつじょうじゅん よてい がっこう つう し  
7月上旬（予定）に学校を通じてお知らせします。

### てつづ ひつよう かぜいしょうめいしよとう 手続きに必要な課税証明書等について

- ①課税証明書は、市町村の税証明書窓口で発行されます。有料です。
  - 所得控除や扶養控除などの項目を、省略せず、すべて記載したものがが必要です。
  - 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。
  - 課税証明書、生活保護受給証明書ともに、3か月以内に発行された原本が必要  
です。コピーされたものは無効となります。提出された原本は返却しません。
- ②課税証明書に代えて、次の書類のコピーでも結構です。
  - 給与（サラリーマン）世帯で給与所得のみの方は、今年の5～6月頃に勤務先から

はいふ とくべつちようしゅうぜいがく けっていつうちしょ のうぜいぎむしゃよう  
配付された「特別 徴 収 税額の決定通知書（納税義務者用）」

- じえいぎょうせたい かた さくねん がつころ しちょうそん そうふ のうぜいつうちしょ  
・ 自営業世帯などの方は、**昨年**の5～6月頃に市町村から送付された「納税通知書」
- かぜいしょうめいしょ か わり しょうめいしょ ていしゅつ ねんど  
・ いずれも、課税証明書の代わりに「証明書」として提出いただくものですので、**年度**、  
じゅうしょ しめい しょとくこうじょ ふようこうじょ ないよう はっこうしゃめい こういん めいりょう ほんどく  
住所、氏名、所得控除・扶養控除の内容、発行者名、公印がすべて明瞭に判読できる  
ことが必要です。
- しゅうせいしんこく こうせい ぜいがくへんこう ばあい ほか しょとく かぜいしょうめいしょ  
・ 修正申告や更正により税額変更になっている場合や他に所得があるときは、課税証明書  
が必要です。
- ようし げんすんだい ぶんかつ ぜんたい 1まい ようし はいる こうびー  
・ A3の用紙に原寸大で分割せず、全体が1枚の用紙に入るようにコピーしてください。
- ふくすう ペーじ のうぜいつうちしょ ぜんぶ ペーじ げんすんだい こうびー  
・ 複数ページにわたる納税通知書は、全部のページを原寸大でコピーしてください。
- げんせんちようしゅうひょう かくていしんこくしょ ひかえ かぜいしょうめいしょ か わり  
・ 源泉徴収票や確定申告書の控えは、課税証明書の代わりになりません。

## しょうがく きゅうふきん う てつづ 奨学のための給付金を受けるための手続き

しょうがく きゅうふきん い か しょうがくきゅうふきん ほごしゃぜんいん ふ ぼ りょうほう  
奨学のための給付金(以下、「奨学給付金」といいます。)は、保護者全員(父母の両方)  
しちょうそんみんぜいしょとくわりがく ひかぜい せたい い か ひかぜいせたい せいかつ  
の「市町村民税所得割額」が非課税の世帯(以下、「非課税世帯」といいます。)、または生活  
ほごじゅきゅうせたい じゅぎょうりょういがい きょういく かん けいひ あ しきゅう  
保護受給世帯に、授業料以外の教育に関する経費に充てるために支給されるもので、  
へんさい ひつよう しんせいてつづ ほごしゃ きよじゅう とどうふけん ねん かい  
返済の必要はありません。申請手続きは、保護者が居住している都道府県で、年に1回、  
がつ おこな  
7月に行います。

しきゅうがく ねんがく せいかつ ほごじゅきゅうせたい えん ひかぜいせたい えん  
支給額(年額)は、生活保護受給世帯が32,300円、非課税世帯が75,800円です。

ひかぜいせたい ふよう ふたりめいこう こうこうせい ひかぜいせたい  
ただし、非課税世帯に扶養されている2人目以降の高校生の場合、または非課税世帯で  
こうこうせい さいいじょう さいみまん ちゅうがくせい いがい きょうだい しまい ばあい  
高校生のほかに15歳以上23歳未満の中学生以外の兄弟姉妹がいる場合には  
えん ばあい かそく ふようじょうきょう しょうめい しょうい べつ ひつよう  
129,700円になります。この場合、家族の扶養状況を証明する書類が別に必要です。

しゅうがくしえんきん しょうがくきゅうふきん べつ せいと ほごしゃぜんいん ひかぜい  
就学支援金と奨学給付金は別の制度ですので、保護者全員が非課税であることを  
しょうめい しょうい ひつよう しょうがくきゅうふきん ふ こ こうざ かくにん  
証明する書類が必要になります。また、奨学給付金を振り込む口座を確認するため、  
つうちょう うつ ひつよう  
通帳の写しが必要です。

といあわ がっこう おおさかふきょういくちようしせつざいむか  
問合せは、学校または大阪府教育庁施設財務課(06-6941-0351)まで